措置日	商号又は名称	所在地	期間		要件	備考
R7. 6. 13	(株)淺川組	和歌山県和歌山市小松原通三丁 目 6 9 番地	R7. 6. 16~R7. 7. 15	1 ヵ月間	岩出市発注の「送水管整備事業布設工事」において、不適 切な安全管理措置により、従業員1名が負傷する事故を生 じさせ、岩出市から指名停止措置の適用を受けたため。	工事・コンサル 別表第1 (8)
R7. 6. 13	(株) クリーンテック	和歌山県和歌山市三番丁54番	R7. 6. 16∼R7. 8. 15	2 ヵ月間	警備業法及び警備業法施行規則に定める教育を怠り、また、営業所ごとに備えて必要な事項を記載しなければならない書類に虚偽の記載をし、和歌山県公安委員会から営業停止命令を受けたことにより、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	物品・役務 別表第2 (8)
R7. 9. 12		和歌山県和歌山市大垣内字沢 628	R7. 9. 13∼R7. 11. 12	2 ヵ月間	令和7年9月2日、海南市水道部執行の指名競争入札において、油圧ミニショベルを落札したにもかかわらず、自己都合により物品の納入契約を辞退するという行いがあり、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	物品・役務 別表第2 (8)